市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和８年１０月１３日（火）

開　　会（午前１０時０分）

【議　　事】

○請願第５号「市民文教常任委員会に対して、まちづくりセンター設置条例第７条２号等の法的根拠や関係法令との整合性及び運用について検証していただくことを求める請願」

谷口雅典委員長　初めに、請願第５号に係る署名が 62 名分追加提出されましたので、御報告いたします。

矢作いづみ委員　今回継続審査ということになっているわけですが、議事録を見た方から経過についてちょっと分からないので、ぜひ明らかにしてほしいという御意見がありまして、継続審査について伺いたいと思います。

谷口雅典委員長　それについては矢作委員御承知のとおり、事前にいろいろな調整を経た上での結果ですので御承知おきください。

矢作いづみ委員　前回協議会がありまして、その中で継続審査という御意見があったかと思いますが、そのあたりのことについて委員長から御説明いただければと思います。

石本亮三委員	通年会期制が導入されて、今回の件は継続審査ではなく引き続き審査するということで、今日は傍聴の方も来ていらっしゃるので、その辺のお話をされるのならば丁寧にされたほうがよいかと思います。我々議員は分かっていても、一般の方はなかなか理解できない部分もあるかと思いますので、きちっと説明されたほうがいいと思います。
谷口雅典委員長	通年会期制になっておりますので、本件は継続審査ではなく、引き続きの審査です。よって、今回は事前調整を含めた形でこのようになっているということを御理解いただきたいと思います。
石本亮三委員	先日、請願者に参考人として来ていただき、質疑もさせていただきました。そのお話を聞いて、改めて市長にお話を聞いたほうがいいのかなと思いますので、提案させていただきたいと思います。
谷口雅典委員長	ただいま石本委員から、小野塚市長の出席を求めたいという発議がありましたが、この件について意見はありますか。
赤川洋二委員	今の石本委員の意見で、前回の請願審査のときに請願者は、主旨としては、今検討されている条例に関して審査してくれということではなくて、公民館運営審議会委員の方の意見を委員会として聴取してほしいということだったので、市長を呼ぶような内容ではないと思っております。

石本亮三委員　私も説明が足りなかったため言わせていただきますと、そもそも市長はこの内容で公民館運営審議会には諮問してないわけですから、これは我々の常識で言うと当たり前の話ですが、答申は出ません。この３年間の小野塚市長の答弁等を見ていますと、絶対にやらないと言っていたものの方針をいきなり変えたりすることもありますし、昨年の 12 月定例会議だったか花岡議員に対して、公民館運営審議会の御意見も賜りという、諮問をしていないのに何を言っているのかよく分からなかったのですが、この間立川参考人からお話を聞いたら言えない事情もあるなどということがあったので、特に市長選挙が１年切っているため、方針が切り替わるかもしれません。そのため、その辺を確認させていただければということで御提案させていただきました。

松本明信委員　市長を呼ぶことについての私どもの会派の意見を申し上げますと、委員会は、当然ながら本会議も含めて二元代表制の下に執行部と対等な立場で議論を重ねる場だと理解しております。そして、市長から各所管部局に権限が委任されているわけで、本請願に関しては、担当部長が責任を持って説明をする体制が整っていると理解しています。実務的な詳細や専門的な運用について審議すべき委員会において、あえてトップである市長の出席を求めることは、各部局の役割と責任を軽視している、行政組織の体系を無視するものと言わざるを得ないというのが考え方で

す。

したがって、担当部局との質疑応答では十分審議は尽くされていると理解しておりますので、市長を呼ぶことについては私どもの会派では何回か議論しましたが、呼ぶ必要はないという方向でございます。

石本亮三委員

今松本委員が言われたことは、私も十分に承知しております。ただ、今までの小野塚市長は、各部局である程度きちんと説明したことに対しての方針を 180 度変えるということが、市長の答弁一発で切り替わってきた事例があるわけです。

もう一つ私が確認しておきたいと思ったのは、以前修学旅行無償化のときに私は反対をしましたけれども、その前に後期基本計画をつくるときにも私は提案させていただいて、当時いた人もいらっしゃいますけれども、そのときに皆さんは反対されたわけです。そうやって、後ほど出てくる可能性もあるのかなと思ったので提案させていただきましたが、全会一致にならないようでしたらしようがないと思います。

谷口雅典委員長

全会一致にならないため、小野塚市長はお呼びしないことにいたしますので、御了承願います。

それでは、９月８日の審査において紹介議員及び請願者からの説明、質疑応答、市民部に対しての質疑応答、最後に委員間で自由討議を行いました。そして、９月 17 日の委員会において、本日審査を行うことを確

認しましたが、意見のある委員においては意見をまとめていただいているかと思いますので、ここで質疑を終結して、意見を求めます。

【質疑終結】

【意　　見】

矢作いづみ委員

日本共産党所沢市議団を代表して、請願第５号の採択を主張する立場から意見を申し上げます。本請願については陳情も出されておりますし、条例改正から１年以上たった中で、委員会としての審査も必要だと考えております。

請願者の皆さんからは専門家の方からの意見をしっかり聞いてほしいということが請願として出されております。委員会の中では、この請願については佐野委員、石本委員、赤川委員なども賛成の御意見を出されていたかと思いますけれども、そういう意味で、請願者の皆さんの意向に沿った形で、ぜひ専門家を呼んで、委員会としての審査を進めていただきたいということで採択を主張いたします。

神戸鉄郎委員

請願第５号について、不採択を主張する立場から意見を申し上げます。本条例については、制定当時から様々な意見が寄せられて、教育長や社会教育の専門家からも懸念が示されてきたことは承知をしております。

一方で、市民文教常任委員会においても、まちづくりセンターを所管事務調査の対象としており、必要に応じて調査を行うことができる状況にございます。

また、９月８日の請願審査では、紹介議員や請願者から直接意見を伺うとともに、執行部に対して、条例施行後の運用状況を確認いたしました。その中では、条例第７条第２号を理由とする施設利用の不許可や団体登録の拒否といった事例は報告されておらず、従来の運用が維持されていることも確認されました。もちろん、今後の運用において課題が生じた場合においては議会として必要な調査や検証を行っていくことが重要であると考えております。

しかしながら、これまでの審査経過や現在の運用状況を踏まえれば、現時点において、今回の請願を採択する必要性は認めるには至らないと考えております。

以上の理由から、本請願の不採択を主張いたします。

福原浩昭委員

公明党を代表し、請願第５号は不採択とすべきとの立場から意見を申し上げます。

条例第７条第２号と関係法令との整合性については、条例制定時から今回の審査に至るまで、法的根拠、政治的活動の範囲、各館における運用の統一、法規担当による確認など、必要な質疑と説明が重ねられ、判断に必要な議論は尽くされたと考えております。

また、条例施行後に同号を理由とする利用不許可や団体登録拒否など、具体的な権利侵害は確認されておらず、改めて専門家を招致して、調査を行う必要性も認められません。

今後も市民の思想信条や行政への賛否を理由に利用が制限されることのないよう、適正かつ統一的な運用を注視すべきですが、本請願が求める措置を実施する必要性はないと判断し、不採択とすべきと考えます。

赤川洋二委員

請願第５号の採択を主張する立場で意見を申し上げます。

今回の請願の主旨は、前回の請願者の意見から分かりましたが、条例改正とかその他についての意見や、委員会に意見を強要するものではなく、委員会に対して公運審の一定の方の意見を聴取すれば足りるという請願主旨を確認しております。

よって、採択を主張します。

松本明信委員

既に御意見をいただいていますから重複するかも分かりませんけれども、市民クラブ未来を代表いたしまして、請願第５号の不採択を主張させていただきます。

まちづくりセンター設置条例第７条第２号等の法的根拠や関係法令との整合性の有無及び運用について検証してくださいという請願をいただいておりますけれども、以下の理由で反対させていただきます。

一つ目、本請願は条例の法的根拠や関係法令との整合性の検証を当委員会に求めております。しかし、条例の法的解釈や国の法律との整合性の精査は、本来行政の法規担当部門の専門の有識者、あるいは司法の場で議論されるべき専門的な、技術的な性質のものであります。政策の是

非や市民福祉の向上を議論するべき市民文教常任委員会において、高度に専門的な法的整合性の検証そのものを求めることは、委員会の果たすべき役割の権限を逸脱したものと言わざるを得ません。

二つ目、議員の政治的PR、パフォーマンスとの懸念。条例に疑義があるのであれば、紹介議員自らが法的な論点を整理し、一般質問や委員会質疑等の場で執行部に正すべきであります。自らの調査や質疑による議論を避け、あえて市民からの請願という形を取って委員会に丸投げし、審議の場を自らの政治的主張や専門的アピールの道具としている手法は純粋な請願制度を政治的パフォーマンスに利用しているとのそしりを免れません。実効性のない議論に委員会の限られた時間を費やすことは、市民の負託に応える姿勢とは言えません。

三つ目として、まちづくりセンターは日々、市民の生活や地域活動の拠点として稼働しています。もし、現行の運用や条例の課題があるならば、まず執行部による自主的な点検や条例改正の案の提出といった正規の手続を経るべきである。法的な不備を具体的に立証することなく、単に検証を求めるという曖昧な請願を採択することは、現場の行政運営に不必要な混乱を招き、結果として市民サービスを停滞させる恐れがあると思います。

結びに、以上のことから本請願は当委員会が採択すべき合理的な理由が見当たりません。議会運営の原則にも反するものと考えます。議員各位におかれましては、冷静な、良識ある判断をいただき、本請願の不採

	択をされますよう強く求め、私の会派の反対意見とし、不採択を主張いたします。 **【意見終結】** **【採　　決】**
谷口雅典委員長	請願第５号については、挙手多数により、採択すべきものと決する。
	散　　会（午前１０時１７分）

別紙１

市 民 文 教 常 任 委 員 会

令和 8 年 10月 13 日(火)

開　会　[午前]・午後　１０時　０分
散　会　[午前]・午後　１０時 １７分
場　所　全員協議会室

委　員　長	谷 口 雅 典	✔
副 委 員 長	神 戸 鉄 郎	✔
委　　員	石 本 亮 三	✔
〃	赤 川 洋 二	✔
〃	矢 作 いづみ	✔
〃	松 本 明 信	✔
〃	佐 野 允 彦	✔
〃	福 原 浩 昭	✔

議　長	粕 谷 不二夫	

別 紙 ２

●説明員等出席表　　【市民文教常任委員会】　令和８年１０月１３日

説明員等			
部局	課	職名	氏名
市民部		部長	大出　久美
市民部		次長	佐藤　尊之
市民部	地域づくり推進課	課長	秋山　薫
市民部	地域づくり推進課	主幹	橋本　浩志

議会事務局		
部局	職名	氏名
議会事務局	主査	宮地　亮太
議会事務局	主任	田中　璃沙